

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025 年（令和 7 年）10 月 1 日から 2028 年（令和 10 年）9 月 30 日 ※（事業年度 3 カ年）

2. 当社の課題

- ・女性正社員の採用を継続的に行うための取組みが必要
- ・女性が活躍できる場所（職務）を増やすための環境整備が必要
- ・女性管理職の増加に向けたキャリア支援の強化が必要

3. 行動計画の内容

【目標 1】 新卒採用において、**女性の採用比率 50%（男女同比率）**を目指す。

＜実施時期・取組内容＞

- ・2025 年 11 月～ 大学、高専に対し女子学生の採用強化の伝達を行う
- ・2025 年 11 月～ 当社で活躍する女性社員を積極的に紹介する
- ・2025 年 12 月～ インターンシップへの女子学生の参加者を増やす
- ・2026 年 4 月～ ポジティブ・アクションの取組みとして、採用基準を満たした女性の採用を優先する

【目標 2】 女性（技術職）の**施工管理部への配属を増やす**。

＜実施時期・取組内容＞

- ・2026 年 4 月～ 現在施工管理業務に従事している女性（技術職）をモデルケースとし、リクルート活動において女性技術者の活躍を説明すると共に、女性が働きやすい職場環境の整備を図る
- ・2026 年 4 月～ 女性技術者のキャリア形成を支援するための相談窓口や、メンター制度の導入も視野に、女性が安心して活躍できる環境の構築を進める

【目標 3】 女性管理職（技術職）の割合を **10%以上とする**。

※学術研究,専門・技術サービス業の女性管理職の割合平均値：10.0%*

（*適用期間：令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日）

＜実施時期・取組内容＞

- ・2026 年 4 月～ 技能職から技術職への転換が可能な能力開発やキャリア形成の支援を業務を通じて行う
- ・2026 年 10 月～ 対象となる男女社員に対して、管理職育成を目的としたキャリア研修を実施する

以上